

旭硝子株式会社職工退職手当支給方法

今迄は老衰又は痲疾の爲め退職する場合には満五年以上勤続した者でなければ退職手当を貰ふ事が出来なかつたのですが此度より満三年以上勤続した者は貰へる事になりました。また満三年以上勤続した者は自分の都合で退職する場合でも其の退職の理由が家督相続等の爲めにどうしても國元に歸らねばならぬ場合とか其他止むを得ぬ事情の爲めと認められた場合には第三條に定めてある割合で依願退職手当が貰へる事になりました。死亡した場合は公傷で退職する場合とか又は會社の事業上の都合で解僱せられた場合には三年未満の勤続者でも退職手当が貰へる事は従前と變りはありません。是等の規則は次の通りであります。計算方法が解りにくい様でありますから例を擧げて説明しておきます。

退職手当の計算方法

一、大体の方法

退職手当の出し方は一口に申しますと

「入社以來の賃金總取高に第二號表の退職手当給與率を乗じて出すのです」

例へば満十年勤続して入社以來の賃金總取高が五千圓の者とししますと

第二號表に依れば勤続満十年以上十一年迄の者の退職手当給與率は千分の百三十二とありますから五千圓に $\frac{132}{100}$ を掛けられた額

$$5,000 \text{圓} \times \frac{132}{100} = 6,600 \text{圓}$$

即ち六百五十圓貰へるのであります。

若し此の人が自分の都合に依る依願退職の許可を受けた者とししますと勤続満十年の者は第三條の第六に當りますから六百五十圓に百分の九十(即ち九割)を掛けられた額

$$650 \text{圓} \times \frac{90}{100} = 585 \text{圓}$$

即ち五百八十五圓貰へるのであります。

つまり依願退職の場合(第一條の第五に當るもの)には普通の退職手当に對し第三條に定めてある割合で貰へるのであります。

尤も満十五年以上勤続すれば依願退職の場合でも全額貰へるのであります。

二、第一號表の説明

前に説明しました様に退職手当は賃金總取高に第二號表の率を乗じて算出するのであります。大正七年十二月二十日以前に入社した人に限り賃金總取高を大正七年十二月二十日迄の分とそれ以後の分とに區別して大正七年十二月二十日迄の取高には入社した年に應じて第一號表の係数を掛けるのであります。

例へば明治四十四年に入社して満十年勤続した者で入社以來の賃金總取高が

大正七年十二月二十日迄の取高 參千五百圓

大正七年十二月二十日以後の取高 千五百圓

合 計 五千圓

と假定しますと大正七年十二月二十日迄の取高參千五百圓には第一號表の「乙」を掛けて

$$3,500 \text{圓} \times 1.46 = 5,110 \text{圓}$$

即ち參千五百圓を五千圓と勘定します。

此の五千圓に大正七年十二月二十日以後の取高千五百圓を加へて此の人の取高と見るのであります。

$$5,110 \text{圓} + 1,500 \text{圓} = 6,610 \text{圓}$$

即ち實際の賃金總取高は五千圓であります。が退職手当を計算する場合には六千六百拾圓を其の人の取高と見て之を基として第二號表の率を掛けて退職手当を出すのであります。

(イ)念の爲此の人の退職手当を出して見ますと此の六千六百拾圓に第二號表の $\frac{130}{100}$ を掛けて

$$6,610 \text{圓} \times \frac{130}{100} = 8,593 \text{圓}$$

八百五拾九圓參拾錢(實際支給する場合には參拾七錢を切り上げて八百六拾圓)となるのであります。

(ロ)依願退職の場合とすると八百五拾九圓參拾錢に第三條の第六の $\frac{90}{100}$ を掛けて

$$8,593 \text{圓} \times \frac{90}{100} = 7,733 \text{圓}$$

七百七拾參圓參拾七錢(實際支給する場合には參拾七錢を切り上げて七百七拾四圓)となるのであります。

つまり大正七年十二月二十日以前に入社した人に限り大正七年十二月二十日以前の賃金總取高には第一號表の係数を掛ける事と違つてゐて其他は變りはありません。

三、第三號表の説明

是れは一口に云へば勤続年数も少なく入社以來の賃金總取高も少ない人の爲に設けてある規定であります。

つまり第三號表に依つて計算した額と前に説明した方法に依つて計算した額とを比較して多い方を上げると云ふ規定なのであります。

甲例へば日給壹圓勤続滿六ヶ月入社以來の賃金總取高貳百圓の人が死亡したと假定しますと

(イ)前に述べた方法に依つて計算すれば貳百圓に第二號表の給與率即ち千分の八十を掛ければ

獨身者及女子ならば
世帯持妻帯者ならば
となりませう

(乙)また例へば日給壹圓貳拾錢勤続と假定しますと
(イ)前に述べた方法に依つて計算した額と
(ロ)第三號表に依つて計算した額とを比較して
此人が獨身者又は女子で
妻帯者とするれば日給百
から此の人の退職手当は多い
此場合には(イ)と(ロ)と比較して

$$2,000 \text{圓} \times \frac{132}{100}$$

旭硝子株式会社

第一條 本會社ノ定備職工ニシテ左ノ族ニ退職手当ヲ給與ス

- 一、當會社ノ事業上ノ都合ニ因リ、死亡シタルトキ、
- 二、自己ノ重大ナル過失ニ因リ許可シタルトキ、
- 三、滿三年以上當會社ニ勤続シテ可シタルトキ、
- 四、滿三年以上當會社ニ勤続シテ、
- 五、滿三年以上當會社ニ勤続シテ、

第二條 前條第一號乃至第四號ノ規定ニ依リ退職許可シタルトキ、

- 一、大正七年十二月二十日以前入ノ日ヨリ大正七年十二月二十日迄ノ賃金總取高ヲ乗シテ之ニ大正七年十二月二十日以後ノ賃金總取高ヲ乗シテ之ニ大正七年十二月二十日以後ノ勤続年數ニ應ジテ算出スル額ニ依リ退職手当ヲ給與ス
- 二、大正七年十二月二十日以後入ノ日ヨリ解僱又ハ退職當時迄算出スル額ニ依リ退職手当ヲ給與ス

第三條 第一條第五號ノ規定ニ依リ退職許可シタルトキ、

- 一、勤続期間滿三年以上五年未満ノ者ニ依リ退職手当ヲ給與ス
- 二、勤続期間滿五年以上六年未満ノ者ニ依リ退職手当ヲ給與ス
- 三、勤続期間滿六年以上七年未満ノ者ニ依リ退職手当ヲ給與ス
- 四、勤続期間滿七年以上八年未満ノ者ニ依リ退職手当ヲ給與ス
- 五、勤続期間滿八年以上十年未満ノ者ニ依リ退職手当ヲ給與ス
- 六、勤続期間滿十年以上十五年未満ノ者ニ依リ退職手当ヲ給與ス
- 七、勤続期間滿十五年以上ノ者ニ依リ退職手当ヲ給與ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテ、

- 一、許可ナクシテ自ら退職シタル者
- 二、退職手当ノ給與ヲ受ケムカ爲メ詐術ニ依リ退職シタル者
- 三、業務ニ忠實ナラス又ハ不都合ノ行爲ニ依リ解僱シタル者
- 四、他人ヲ煽動シ又ハ虚偽ノ風説ヲ流シ又ハ加へテ之ヲ解僱セラレタル者
- 五、當會社ノ職工規則職工服務心得又ハ其他ノ規定ニ違反シタル者
- 六、違法犯罪等又ハ暴行ニ參加シタル者

第五條 在職中ニ當會社ノ懲戒處分ヲ受ケタル者ニ對シテ、

- 一、懲戒期間中ニ當會社ノ定備職工トシテ勤続シタル者
- 二、懲戒期間中ニ當會社ノ定備職工トシテ勤続シタル者
- 三、懲戒期間中ニ當會社ノ定備職工トシテ勤続シタル者

第六條 勤続期間中ニ當會社ノ定備職工トシテ勤続シタル者

- 一、勤続期間中ニ當會社ノ定備職工トシテ勤続シタル者
- 二、勤続期間中ニ當會社ノ定備職工トシテ勤続シタル者
- 三、勤続期間中ニ當會社ノ定備職工トシテ勤続シタル者

第七條 賃金總取高一日給工賃獎勵金早

- 一、賃金總取高一日給工賃獎勵金早
- 二、賃金總取高一日給工賃獎勵金早
- 三、賃金總取高一日給工賃獎勵金早